

自立と持続のまちづくりのための 行財政改革

TOWN MAGAZINE



CONTENTS

人件費.....	環境.....
効率化.....	水道.....
税.....	土地改良.....
福祉.....	各施設.....
健康.....	

まちの

行

財

政

を見直します

景気が良くないので、まちの収入は減っています
一方、まちがやらなければならない仕事は増え続けています
国はお金がないので、地方にまわすお金を減らしています
全国の多くの市町村がこれらの影響を大きく受けています

太良町には60億円以上の貯金がありました
今は38億円程度です
10年間で22億円も減りました
何に使ったのか

税収が減っても、国からのお金が減っても
太良町は住民サービスの維持向上をずっと続けてきました
そのための足りないお金を貯金でまかなってきました

でも、これからは貯金を取り崩すだけではやっていけなくなります
収入は増える見込みはなく、貯金もだいぶ減ってきました
だから、収入を増やす努力と支出を減らす我慢をしなければなりません

収入を増やす努力

支出を減らす我慢

この町報たら「特集号」は住民の皆さんに
太良町の行財政改革の取り組みをご説明するためのものです

ぜひご一読ください
そして、ご理解とご協力をお願いいたします

第4次太良町 行財政改革

なぜ、行財政改革が必要なのか

ご存知のとおり、時代は不景気真っ只中。景気は緩やかに回復しているという見方もありますが、右を見ても左を見ても景気のいい話は聞こえてきません。世の中のお金の流れが沈滞している現在、当然、町の収入も減り続けています。町の仕事は税金でまかなわれますが、収入は減り続けています。太良町は規模の小さい町なので皆さんの税金だけではまかなえないので、国から交付される「地方交付税」に収入の4割を頼っています。これも、どんどん減らされています。国も地方もお金がないのです...というより多額の借金を抱えています。平成17年度末見込みで約744兆円の借金。これは、積み上げた1万円札を横に寝かすと北海道から奄美大島まで達するという気が遠くなるような金額です。

太良町は、これまで大幅なサービス削減や事業の縮小は行ってきませんでした。できる範囲でコツコツ節約し、更に貯金を取り崩しながら住民の皆さんに影響がでにくいように仕事を行ってきました。しかし、今後も収入が減り続ける状況が続きます。このままでは、貯金もなくなり町の財政状況はどんどん悪くなっていくことが予想されます。何もせずにいままでどおりにやっていたのでは、住民の皆さんに必要な基本的なサービスすらこなせない町になってしまう...こうなるとはいけません。だからこそ改革を行わなければならないのです。

行財政改革で何をするのか

行政と財政の決まりや仕事内容を見直し、無駄を省き、必要な我慢もする、しかし、やるべきものはきちんとやる。これが行財政改革の根本原理です。昔の行政は、「前からそう決まっている」「よそがそうしているから」という前例踏襲や横並びを重視していましたし、今も少なからずその体質は消えていません。しかしこれからはそのような考えを改めなければなりません。町が生き残るために、役場のすべての仕事にメスを入れ、「過剰」「非効率」なものは排除し、「不足」「不備」を最小限の経費で解消する仕組みをつくり、限られた収入の範囲内で持続的なまちづくりを行わなければなりません。その結果として、住民の皆さんには様々な影響がでてきます。「高くなった」「減った」「なくなった」など、皆さんにとってありがたい部分ができます。その際には「責任ある説明」を行って理解を求めてまいります。

行財政改革には何が必要か

皆さんの日々の暮らしの中では、仕事や家庭のことで忙しく、自分の住む町の行政や財政の状況に関心が向く機会は少ないかもしれません。しかし、皆さんの暮らしの基盤の多くは町が担っています。道路、水道、教育、福祉、防災、各産業施策などなどです。役場は他にも多くの仕事を行っており、その全てが住民の皆さんの暮らしに直接又は間接的に影響するものばかりです。しかし、その中のある仕事が無駄」と感じられる場合は、その仕事が有効に機能していないということに他なりません。だから有効に機能していないのならば、有効に機能するよう方向修正する、それが駄目なら思い切って廃止するという「決断」が必要になってくるでしょう。そして、その決断を実行するには住民の皆さんのご理解とご協力が必要です。

自立と持続のまちづくりのために

行財政改革は、支出の抑制と収入の増加を図りながら、役場の仕事全体を見直すものです。ここから、皆様の暮らしと関係深いもの、ぜひ知っておいていただきたいものを挙げていきます。

人件費

◆◆ 議員の報酬等の改正 ◆◆

町議会議員の報酬月額を2.4%削減し、次のとおり改正します。

単位：円

職名	現行額	改定額
議長	318,000	311,000
副議長	264,000	258,000
常任委員長及び 議会運営委員長	256,000	250,000
議員	248,000	243,000

◆◆ 町長、助役、収入役及び教育長の給与の改正 ◆◆

町三役及び教育長の給料を月額10%削減し、次のとおり改正します。

単位：円

職名	現行額	改定額
町長	714,000	643,000
助役	596,000	537,000
収入役	556,000	501,000
教育長	537,000	484,000

◆◆ その他の人件費の削減 ◆◆

- ①非常勤の特別職の報酬等の改正については、日額の報酬「5,500円」を「4,000円」に減額します。
なお、年額、月額を平成21年度までに10%削減します。
- ②消防団員の報酬等の減額
非常勤の特別職と同様に、消防団員の報酬を平成21年度までに10%削減します。
- ③町職員の管理職手当の減額と特殊勤務手当の廃止
管理職手当は現行「10/100」を「7/100」に減額し、特殊勤務手当の一部を廃止します。

◆◆ 職員数の削減 ◆◆

太良病院を除く町職員を計画的に削減します。

単位：人

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H18~22
退職	2	3	2	3	3	1	12
採用	0	2	1	1	1	1	6
差引	2	1	1	2	2	0	6
職員数	102	101	100	98	96	96	

◆◆ 早期退職の促進 ◆◆

職員の新陳代謝を促すために、満55歳以上の職員を対象とする退職希望者の募集を行います。満50歳以上の職員についても申し出により対象者に加えます。

効率化

◆◆ 事務事業の効率化、内部管理費の見直し ◆◆

役場の仕事を「必要性」「妥当性」「公平性」の観点から徹底的に見直します。同時に、仕事の有効性や効率性を重視し、無駄を排除して経費の節約に努めます。

行政評価システムを導入し、事務事業評価を行って、やるべきものは充実させ、事業効果の薄いものは縮小や廃止を行い、前例踏襲的な事務事業を排除します。



税

◆◆ 法人町民税 税割税率の改正 ◆◆

改正前 12.3% 改正後 14.7%

◆◆ 入湯税の税率の改正 ◆◆

改正前 1人1泊 100円 改正後 1人1泊 150円

◆◆ 前納報奨金の廃止 ◆◆

平成18年度から前納報奨金を廃止します。

前納報奨金制度は、税収の早期確保と自主納税意欲の向上を図るために、昭和25年度から全国的に創設された制度です。

太良町では、平成17年度まで個人の町民税（普通徴収）および固定資産税を対象として、到来した納期の税額とそれ以後の納期の税額を合わせて納付された場合、報奨金を交付してきました。

しかし、制度創設当時に比べると現在の社会情勢は大きく変化し、金融機関での窓口納税、口座振替制度の普及、自主納税に対する意識の変革などで創設当時の目的はおおむね達成されています。加えて、経済的に余裕のある納税者にしか利用できないなどの問題もありました。

太良町の限られた税収の中では報奨金を交付し続けることは財政上厳しい状況にあり、行財政改革の一環として、自主財源の有効活用を図る必要もあることから、前納報奨金を平成18年度から廃止することにいたしました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、前納報奨金制度は廃止されますが、納期が到来した税額とその後の納期の税額を合わせて納めていただく「前納」や全期分を一括して納めていただく「全期前納」は、これまでどおりできますので引き続きご利用ください。

福祉

◆◆ 太良町重度心身障害者年金給付制度の廃止 ◆◆

重度の心身障害者に対して町の単独助成で重度心身障害者年金として年額1万円を給付する制度を廃止します。

◆◆ 太良町敬老祝金支給制度及び敬老会の廃止 ◆◆

敬老会の開催及び敬老祝金制度を廃止します。

◆◆ 太良町町民に対する弔慰金支給制度の廃止 ◆◆

町民が亡くなられたとき世帯主等に対して弔慰金として1人当り3,000円を支給する制度を廃止します。

◆◆ 太良町総合福祉保健センター（しおさい館）の使用料 ◆◆

保養を目的とした施設使用料とトレーニング機器使用料を改定します。

(1) 保養を目的として浴室、憩いの間、大広間、研修室等を使用する場合

現 行		改定後	
町内金額	町外金額	町内金額	町外金額
1人100円	1人200円	1人200円	1人300円

(2) トレーニング室器具等を使用する場合

居住区分	器具等名	現 行	改定後
町 内	トレーニング機器	1人 100円	1人 200円
	リラクゼーションマシーン	1回 200円	現行どおり
町 外	トレーニング機器	1人 200円	1人 300円
	リラクゼーションマシーン	1回 400円	現行どおり

◆◆ 太良町福祉タクシー事業の助成制度の見直し ◆◆

在宅の重度障害者の方に対してタクシー利用料金の一部を助成する制度について、1枚500円のタクシー券の交付枚数24枚を12枚に見直します。

◆◆ 太良町高齢者生活支援事業（配食サービス）料金の改定 ◆◆

おおむね65歳以上の単身世帯に配食のサービスを行う生活支援制度について、配食サービスの弁当代1食300円を400円に改定します。



人件費

効率化

税

福祉

健康

環境

水道

土地改良

各施設

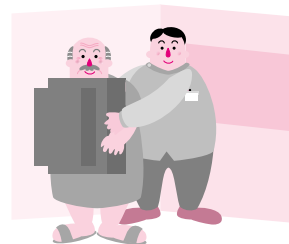
健康

◆◆ 各種検診事業につきましては無料であったものが次のとおりとなります ◆◆

単位：円

区 分		検診実施方法		金 額
基本健康診査	眼底検査有	医療機関	個別検診	1,000
	眼底検査無			900
胃がん検診			集団検診	300
		医療機関	個別検診	1,200
子宮がん検診	頸部		集団検診	200
	〃（細胞診1検体含む）	医療機関	個別検診	700
	頸部+体部		集団検診	400
	〃（細胞診2検体含む）	医療機関	個別検診	1,000
乳がん検診	視触診+マンモグラフィ	1方向	集団検診	300
		2方向		500
肺がん検診	40～64歳 （肺がん検診単独）	読影	集団検診	100
		読影+喀痰		300
	65歳以上等 （結核健診受診者）	読影	集団検診	100
		読影+喀痰		200
骨粗鬆症検診			集団検診	200
大腸がん検診		医療機関	個別検診	500
前立腺がん検診			集団検診	200
肝疾患検診 （肝炎ウイルス検診）	基本(B・C型)	医療機関	個別検診	400
	C型			300
	B型			200
	HCV-RNA			600
脳ドック検診		医療機関	個別検診	4,200
国保人間ドック		医療機関	個別検診	8,400

金額は、実際にかかる検診費用の1割（100円未満四捨五入）ですので表示している金額は年度によって変動します。
「脳ドック検診」及び「国保人間ドック」は、現行1割の自己負担でしたが、2割負担に改定します。



環境

◆◆ 火葬場の使用料を次のとおり改定します ◆◆

単位：円

火葬場使用料	単 位	現 行	改定後
町 内	1 体につき	2,500	5,000
町 外	1 体につき	20,000	25,000



◆◆ ゴミ袋等の価格を次のとおり改定します ◆◆

単位：円

種 類	袋の色	単 位	現 行	改定後
可 燃 物	大	1 巻 (10枚入)	260	400
	小	1 巻 (10枚入)	190	300
不 燃 物	金属類	1 巻 (10枚入)	310	350
	ガラス類	1 巻 (10枚入)	310	350
	雑物	1 巻 (10枚入)	310	350
	ペットボトル類	1 巻 (10枚入)	310	350
	その他紙	1 巻 (10枚入)	310	350
	その他プラ	1 巻 (10枚入)	310	350
粗 大 ご み	ステッカー	1 枚	103	300
事 業 系	黄色	1 枚	160	170
臨 時 収 集	収集車 1 台につき		1,030	2,000
犬、猫の死体処分	収集及び処分 1 件につき		310	1,000



人件費

効率化

税

福祉

健康

環境

水道

土地改良

各施設

水道

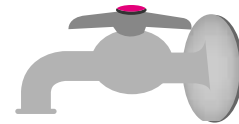
◆◆ 水道料金を次のとおり改定します ◆◆

(1) 水道料金

2ヶ月当り（消費税抜き）

単位：円

使用水量		現 行	改定後
20㎡まで	基本料金	2,000	2,200
21～60㎡まで	超過料金 1㎡当り	130	140
61～100㎡まで		160	170
101㎡を超える		190	200



(例)

2ヶ月当り40㎡使用した場合の料金（消費税込み）

（現行）4,830円 （改正）5,250円

2ヶ月当り70㎡使用した場合の料金（消費税込み）

（現行）9,240円 （改正）9,970円



(2) 水道加入金

新たに町水道の引き込みをされる場合の加入金31,500円（消費税込み）を52,500円（消費税込み）に改定します。

水道料金徴収は毎年5、7、9、11、1、3月に行っていますが、平成18年5月分の徴収料金は現行の料金で計算します。

土地改良



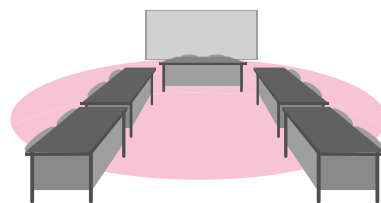
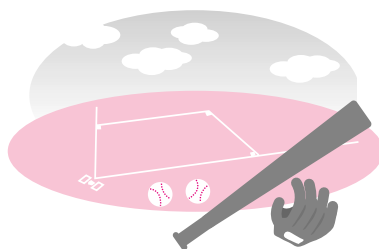
◆◆ 町単土地改良事業に伴う受益者負担の見直し ◆◆

平成18年度から21年度までの段階的改定を行い、受益者の分担金の割合を次のとおりとします。

	現 行	18年度	19年度	20年度	21年度
農 地	30%	35%	40%	45%	50%
施 設	10%	15%	20%	25%	35%

各施設

各施設の使用料金を改定します。



◆◆ 太良町林業総合センター ◆◆

単位：円

区分		現行			改定後		
室名	時間	室料	電気使用割増料	冷暖房使用料	室料	電気使用割増料	冷暖房使用料
大研修室	8:00~13:00	840	210	1,050	1,090	270	1,360
	13:00~18:00	840	210	1,050	1,090	270	1,360
	18:00~22:00	840	210	1,050	1,090	270	1,360
和室研修室 研修室 実技訓練室	8:00~13:00	420	110	320	540	140	410
	13:00~18:00	420	110	320	540	140	410
	18:00~22:00	420	110	320	540	140	410

◆◆ 太良町自然休養村センター ◆◆

単位：円

区分		現行			改定後		
室名	時間	町内居住者	電気使用割増料	冷暖房使用料	町内居住者	電気使用割増料	冷暖房使用料
研修室(大)	8:00~13:00	2,760 (5,520)	480	5,500	3,580 (7,170)	620	7,150
	13:00~18:00	2,760 (5,520)	480	5,500	3,580 (7,170)	620	7,150
	18:00~22:00	2,760 (5,520)	480	5,500	3,580 (7,170)	620	7,150
研修室 会議室 休養室 (各室)	8:00~13:00	420 (840)	210	260	540 (1,090)	270	330
	13:00~18:00	420 (840)	210	260	540 (1,090)	270	330
	18:00~22:00	420 (840)	210	260	540 (1,090)	270	330
料理室 (1回につき)		840 (1,680)	210	320	1,090 (2,180)	270	410
宿泊(1人当たり) 高校生以下は半額		420 (840)			540 (1,090)		

()内は町外居住者料金です

人件費

効率化

税

福祉

健康

環境

水道

土地改良

各施設

◆◆ 太良町中央公民館 ◆◆

単位：円

区 分		現 行			改定後	
室 名	時 間	料 金	電気使用 割増料	冷 暖 房 使用料	料 金	冷 暖 房 使用料
研 修 室	8 : 00 ~ 13 : 00	420	110	530	680	680
	13 : 00 ~ 18 : 00	420	110	530	680	680
	18 : 00 ~ 22 : 00	420	110	530	680	680
展 示 室	8 : 00 ~ 13 : 00	420	110	320	680	400
	13 : 00 ~ 18 : 00	420	110	320	680	400
	18 : 00 ~ 22 : 00	420	110	320	680	400
学 習 室	8 : 00 ~ 13 : 00	420	110	320	680	400
	13 : 00 ~ 18 : 00	420	110	320	680	400
	18 : 00 ~ 22 : 00	420	110	320	680	400
視 聴 覚 調 音 室	8 : 00 ~ 13 : 00	840	210	1,050	1,360	1,360
	13 : 00 ~ 18 : 00	840	210	1,050	1,360	1,360
	18 : 00 ~ 22 : 00	840	210	1,050	1,360	1,360

◆◆ 大浦公民館 ◆◆

単位：円

区 分		現 行			改定後	
室 名	時 間	料 金	電気使用 割増料	冷 暖 房 使用料	料 金	冷 暖 房 使用料
研 修 室 1	8 : 00 ~ 13 : 00	420	110	320	680	400
	13 : 00 ~ 18 : 00	420	110	320	680	400
	18 : 00 ~ 22 : 00	420	110	320	680	400
研 修 室 2	8 : 00 ~ 13 : 00	420	110	320	680	400
	13 : 00 ~ 18 : 00	420	110	320	680	400
	18 : 00 ~ 22 : 00	420	110	320	680	400
講 堂	8 : 00 ~ 13 : 00	840	210	1,050	1,360	1,360
	13 : 00 ~ 18 : 00	840	210	1,050	1,360	1,360
	18 : 00 ~ 22 : 00	840	210	1,050	1,360	1,360

◆◆ 太良町陶芸用電気炉 ◆◆

現 行	改定後
1回あたり1,680円	1回あたり2,180円



◆◆ 太良町野外音楽堂 ◆◆

新料金区分

単位：円

区 分			8 : 00 ~ 18 : 00	18 : 00 ~ 22 : 00
施設使用料	町内在住者 又は勤務者	小・中・高校生	無料	110
		上記以外	110	270
	その他		270	470

(参考) 旧料金区分表

単位：円

区 分			8 : 00 ~ 18 : 00	18 : 00 ~ 22 : 00
施設使用料	町内在住者 又は勤務者	小中高校生	無料	無料
		上記以外	無料	無料
	その他		110	110
電気使用料	町内在住者 又は勤務者	小中高校生	無料	無料
		上記以外	無料	110
	その他		110	260

◆◆ 町営テニスコート ◆◆

単位：円

	現 行				改定後		
	区 分	個人使用 (1回当たり)	年間使用 料を前納 する場合	占用の場合 1コート 1時間当たり	区 分	1コート 1時間 当たり	年間使用 料を前納 する場合
町内在住者 又は勤務者	幼児・小・ 中・高校生	無料	無料	210	高校生以下	110	1,050
	上記以外	210	3,150		上記以外	270	4,090
そ の 他	幼児	無料	無料	420	高校生以下	270	4,090
	小・中・高校生	210	3,150		上記以外	540	8,190
	上記以外	420	6,300				
1照明当たり 夜間照明 使用料	町内在住者 又は勤務者	30分当たり210			30分当たり270		
	その他	30分当たり420			30分当たり540		



人件費

効率化

税

福祉

健康

環境

水道

土地改良

各施設

◆◆ 町営屋内プール ◆◆

単位：円

	区 分		現 行		改定後	
			冷水のとき	温水のとき	区 分	冷温水区別なし
人件費 占用使用の場合	町内在住者 又は勤務者	1時間当たり	1,050	1,580	1時間当たり	2,040
		その他	2,100	3,150	1時間当たり	4,090
効率化 個人使用の場合 (2時間当たり)	町内在住者 又は勤務者	幼児・小・ 中・高生	無料	無料	高校生以下	50
		上記以外	50	110	上記以外	130
	その他	幼児・小・ 中・高生	50	110	高校生以下	130
		上記以外	110	210	上記以外	270
福祉 年間使用料を 前納する場合	町内在住者 又は勤務者	幼児・小・ 中・高生		無料	高校生以下	600
		上記以外		3,150	上記以外	4,090
	その他	幼児・小・ 中・高生		3,150	高校生以下	4,090
		上記以外		6,300	上記以外	8,190

◆◆ 町営野球場 ◆◆

単位：円

	区 分		現 行	改定後
			球場使用料	町内在住者又は 勤務者
		8:00～13:00	無料	400
		13:00～18:00	無料	400
		18:00～22:00	無料	400
	その他	日の出～8:00	1,050	1,360
		8:00～13:00	1,050	1,360
		13:00～18:00	1,050	1,360
		18:00～22:00	1,050	1,360
各施設 夜間照明使用料	町内在住者又は勤務者		30分当たり1,580	30分当たり2,040
	その他		30分当たり3,150	30分当たり4,090

◆◆ 大浦中学校運動場照明施設 ◆◆

単位：円

	区 分		現 行	改定後
	運動場使用料	町内在住者又は勤務者		無料
その他		1,050	1,360	
夜間照明使用料	町内在住者又は勤務者		30分当たり840	30分当たり1,090
	その他		30分当たり1,680	30分当たり2,180

◆◆ 町民体育センター ◆◆

単位：円

区 分		現 行	改定後	備 考
町内在住者又は 勤 務 者	8 : 00 ~ 13 : 00	320 (160)	400 (200)	片面使用の場合は ()内の 使用料とする
	13 : 00 ~ 18 : 00	320 (160)	400 (200)	
	18 : 00 ~ 22 : 00	530 (270)	680 (340)	
そ の 他	8 : 00 ~ 13 : 00	1 ,050	1 ,360	
	13 : 00 ~ 18 : 00	1 ,050	1 ,360	
	18 : 00 ~ 22 : 00	1 ,050	1 ,360	

◆◆ 道越環境広場 ◆◆

単位：円

区 分		現 行	改定後
ソフトボール場 1面当たり使用料	町内在住者又は勤務者	無料	無料
	その他	1時間当たり210	1時間当たり270
ゲートボール場 1面当たり使用料	町内在住者又は勤務者	無料	無料
	その他	1時間当たり110	1時間当たり130
ゲートボール場 1面当たり照明使用料	町内在住者又は勤務者	30分当たり110	30分当たり130
	その他	30分当たり220	30分当たり280

◆◆ 健康広場ゲートボール場 ◆◆

単位：円

区 分		現 行	改定後
1面当たり使用料	町内在住者	無料	無料
	その他	1時間当たり 110	1時間当たり 130

◆◆ B & G 体育館 ◆◆

単位：円

区 分		現 行	改定後	備 考
町内在住者又は 勤 務 者	8 : 00 ~ 13 : 00	320 (160)	400 (200)	片面使用の場合は 半額 小中高校生は ()内の料金
	13 : 00 ~ 18 : 00	320 (160)	400 (200)	
	18 : 00 ~ 22 : 00	530 (270)	680 (340)	
そ の 他	8 : 00 ~ 13 : 00	1 ,050	1 ,360	
	13 : 00 ~ 18 : 00	1 ,050	1 ,360	
	18 : 00 ~ 22 : 00	1 ,050	1 ,360	

◆◆ B & G 体育館ミーティングルーム ◆◆

単位：円

区 分		現 行	改定後	備 考
町内在住者又は 勤 務 者	8 : 00 ~ 13 : 00	320 (160)	400 (200)	小中高校生は ()内の料金
	13 : 00 ~ 18 : 00	320 (160)	400 (200)	
	18 : 00 ~ 22 : 00	530 (260)	680 (340)	
そ の 他	8 : 00 ~ 13 : 00	1 ,050	1 ,360	
	13 : 00 ~ 18 : 00	1 ,050	1 ,360	
	18 : 00 ~ 22 : 00	1 ,050	1 ,360	

人件費

効率化

税

福祉

健康

環境

水道

土地改良

各施設

◆◆ B & G第二体育館柔道場 ◆◆

単位：円

区 分		現 行	改定後	備 考
町内在住者又は 勤 務 者	8 : 00 ~ 13 : 00	320 (160)	400 (200)	小中高校生は ()内の料金
	13 : 00 ~ 18 : 00	320 (160)	400 (200)	
	18 : 00 ~ 22 : 00	420 (210)	540 (270)	
そ の 他	8 : 00 ~ 13 : 00	1,050	1,360	
	13 : 00 ~ 18 : 00	1,050	1,360	
	18 : 00 ~ 22 : 00	1,050	1,360	

◆◆ B & G第二体育館剣道場 ◆◆

単位：円

区 分		現 行	改定後	備 考
町内在住者又は 勤 務 者	8 : 00 ~ 13 : 00	210 (110)	270 (140)	小中高校生は ()内の料金
	13 : 00 ~ 18 : 00	320 (160)	400 (200)	
	18 : 00 ~ 22 : 00	420 (210)	540 (270)	
そ の 他	8 : 00 ~ 13 : 00	1,050	1,360	
	13 : 00 ~ 18 : 00	1,050	1,360	
	18 : 00 ~ 22 : 00	1,050	1,360	

◆◆ B & G運動広場 ソフトボール会場 1面当たり ◆◆

単位：円

区 分		現 行	改定後	
運動広場使用料	町内在住者又は 勤務者	日の出 ~ 8 : 00	無料	
		8 : 00 ~ 13 : 00	無料	
		13 : 00 ~ 18 : 00	無料	
		18 : 00 ~ 22 : 00	無料	
	その他	日の出 ~ 8 : 00	1,050	1,360
		8 : 00 ~ 13 : 00	1,050	1,360
		13 : 00 ~ 18 : 00	1,050	1,360
		18 : 00 ~ 22 : 00	1,050	1,360
夜間照明使用料	町内在住者又は勤務者	30分当たり530	30分当たり680	
	その他	30分当たり1,050	30分当たり1,360	

◆◆ 町営キャンプ場 ◆◆

単位：円

区分	種 別	単 位	現 行	改定後	
施設 使用 料	山 小 屋	5 人 用	1 棟 1 泊につき	1,580	1,510
		10 人 用	”	2,100	3,020
		12 人 用	”	2,630	3,620
		13 人 用	”	3,780	4,910
	テ ン ト	3 人 用	1 張 1 泊につき	630	690
		6 人 用	”	1,050	1,380
		持 込 テ ン ト	”	530	530
	上 ・ 敷 毛 布	1 枚 1 泊につき	110	130	

人件費

効率化

税

福祉

健康

環境

水道

土地改良

各施設

太良町は多良岳と有明海の自然に恵まれた町です。

都会のように工場やサービス産業が発達した町ではありませんが、

治安もよく皆が仲良く暮らせる小ぢんまりとした町です。

農業や漁業が主な産業で、かにとみかんは有名ですし、

畜産や園芸作物、カキ養殖も健闘しています。

一次産業の健闘は観光産業にも波及していて

「竹崎カニ」や「カキ焼き」目当ての観光客数は県内でも上位に位置しています。

これらは、過去から現在に至る住民の皆さん一人ひとりの努力の賜物であり、

かけがえのない町の財産です。

このように営々と築かれてきた太良町が、いま難局を迎えています。

国や県の助けはこれまでのようには見込めません。

自助努力が必要です。

太良町が自立して、皆さんの暮らしの基盤を確立しながら

持続的にまちづくりを行えるよう、今後も行財政改革を継続的に取り組んでまいります。

町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。



町報たらは、地球に優しい再生紙と大豆油インキを使用しています。

町報たら 2006年特集号

ホームページアドレス <http://www.town.tara.saga.jp/>

発行 / 太良町〒849-1698佐賀県藤津郡太良町大字多良1-6

TEL.0954-67-0312 FAX.0954-67-2425

編集 / 太良町企画商工課

印刷 / (株) 昭和堂